

令和 2 年第 1 2 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会  
(令和 2 年 1 2 月 2 5 日)

召集年月日 令和2年12月25日（金）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和2年12月25日 午後2時58分

閉会 令和2年12月25日 午後3時45分

出席委員（12名）

1番 松井厚雄	2番 渡邊典子	4番 桑田一広
5番 塩野鐘吉	6番 菅原節夫	7番 松宮重信（職務代理）
8番 古池洋子	9番 岩崎誠一	10番 早川和夫（会長）
11番 谷口浅雄	12番 細川正博	13番 瀧下光生

欠席委員（2名）

3番 松尾 豊	14番 田中久博
---------	----------

出席事務局

局長 奥 治房	次長 小西 守	書記 藤原昭洋
		早川与志樹
		谷口有利子

提出議案

議案第27号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移 転許可申請審議について
議案第28号	農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び 所有権移転許可申請審議について
議案第29号	「おおい町空き家に付属した農地の別段面積取扱 基準」の一部改正について
議案第30号	空き家に付属した農地指定申請審議について
議案第31号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる農地利用集積計画審議について
議案第32号	「農業委員会法改正5年後調査」の回答について

局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和2年第12回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、  
3番 松尾委員、14番 田中委員の2名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております6議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和2年第12回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]  
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、12名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、2番 渡邊委員さんと5番 塩野委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長 日程2 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第27号は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請であります。  
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長  
(議案第27号資料説明)  
この案件については、許可基準の農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

瀧下委員 はい、議長。  
こちらは21日に古池委員と現地を確認いたしました。  
申請地は現在も田として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第27号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 3]

議長 日程3 議案第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第28号は、〇〇の〇〇〇氏が、同じく〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地を、駐車場の整備のため転用するものであります。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案第28号資料説明)

譲受人の〇氏は、当該農地の西側にあります、「〇〇〇」を営んでおり、その来客用の駐車場を資料7ページの図のとおり整備する計画申請となっております。

当該農地は資料8ページのとおり、譲渡人により既に埋め立てた状態になっており、申請書類には譲渡人による始末書が添付されております。

この申請地の農地区分につきましては、住宅や〇〇〇〇〇等の事業用施設が連なっている区域に近接する10ヘクタール未満の区域にあることから、第2種農地に該当しますが、これは、代替性がなければ転用できるとなっておりますが、転用計画のためには当該農地以外に近くに駐車場用地はなく、当該農地を使用することが必要であると認められますので、転用可能と判断いたします。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

瀧下委員 はい、議長。

こちら21日に古池委員と現地を確認いたしました。

当該農地の周辺には農地はなく、周囲の営農への影響はないものと考えます。また、申請者の事業のためには立地的にも当該農地を使用することが必要であると認められ、転用はやむを得ないものと判断いたします。

議長 ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第28号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定いたします。

#### [日程 4]

議長 日程4 議案第29号 「おおい町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」の一部改正について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長  
議案第29号は、平成30年第2回農業委員会にて制定しました、「おおい町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」の一部を改正するものであります。  
詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長  
(議案第29号資料説明)  
局長の説明のとおり、平成30年第2回農業委員会にて空き家に付属した農地として指定された農地については、農地取得の際の下限面積を1アールまで引き下げることができるという制度が制定され、平成30年4月1日から施行されております。  
今回、施行後、初めての「空き家に付属された農地の指定申請」が農地所有者から提出されましたが、事務局にて申請書を受け付ける際に基準第5条の提出書類について疑義が生じたことから、一部改正の案を提出いたしました。

改正案の内容については、11ページの新旧対照表のとおりです。現行基準では、「空き家に付属した農地として農業委員会の指定を受けようとする者」は第5条の第1号～第4号の書類を全て提出しなければならないこととされていますが、これによりますと、指定を受けようとする農地所有者が農地法第3条の申請書類や5年以上継続して耕作する旨の誓約書などを、指定の時点で提出しなければならないこととなり、空き家を購入する者が決定していなければ用意できない書類も含まれておりますので、平成30年2月に制定した際の、購入する者が決まっていなくとも指定を受けることができる、という想定と矛盾することから、改正案のとおり、第5条各号の提出書類を「指定を受けようとする者」と「権利取得の申請をしようとする者」に分け、疑義が生じることがないように改正するものです。

議長 　　ただ今、事務局からの説明がありました。何かご意見、ご質問ございませんか。

（意見・質問なし）

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

（異議なし）

議長 　　ご異議がないようでございますので、議案第29号「おおい町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」の一部改正については、改正案のとおり決定するものとします。

#### 【日程 5】

議長 　　日程5 議案第30号 空き家に付属した農地指定申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 　　はい、議長

議案第30号は、さきほどご審議いただきました、「おおい町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」に基づき、空き家に付属した農地としての指定を受けるための申

請です。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第30号資料説明)

議案第29号でも説明しましたが、この「空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」が制定されてから初めて提出された「空き家に付属した農地の指定」を受けるための申請であります。

改めて説明いたしますと、農地を取得する際には農地取得者が取得後に所有する農地は下限面積以上でなくてはならないという農地法の規定がありますが、おおい町では空き家に付属した農地に限り、その下限面積を1アールに引き下げております。その引き下げた下限面積を適用し農地を取得するためには、「おおい町空き家に付属した農地の別段面積取扱基準」第4条の条件を満たし、第6条の現地確認を農業委員が行い、第7条のとおり農業委員会総会において審議し指定された農地であることが必要となっております。

現地確認につきましては、21日に農地委員の古池委員、瀧下委員に行っていただき、基準に適合した農地であることを確認していただいております。

なお、この指定を受けてはじめて適用される下限面積が1アールとなり、農地法第3条の所有権移転申請が受付可能となります。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

瀧下委員

はい、議長。

こちらにも21日に古池委員と現地を確認いたしました。

事務局より配布された「審査確認書」のとおり、空き家の所有者と申請された農地の所有者は同一であり、今後も所有者による維持管理等が見込まれないことから、「空き家に付属した農地」として指定することに問題はないものと判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。



ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

細川委員 当該農地の買い手は決まっているのか。これは空き家バンクに登録するための申請なのか。

谷口書記 今回の農地については買い手が決まっていると聞いています。すでに空き家バンクには登録済です。

古池委員 申請人には当該農地以外に農地はあるのか。

谷口書記 申請があった農地以外の所有する農地については確認しておりません。売買の希望がある農地は当該農地のみです。

古池委員 申請人の他の農地が遊休化していかないか心配である。

細川委員 調査しておくべき事項ではないか。

局長 もし、申請人に他の農地があれば、今後、遊休化しないよう気をつけていくべき農地になると思われれます。

議長 他にご意見・ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第30号 空き家に付属した農地指定申請審議については、指定することを決定いたします。

#### [日程 6]

議長 日程6 議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題といたします。この案件はおおい町長から同意を求められたものであります。それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長  
議案第31号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1

項の規定に基づいて利用権等を設定するものであります。  
詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長。  
(議案朗読)

今回の設定は、始期が令和3年1月1日から設定されるもので、議案資料のとおり更新設定のみ12件でございます。

全て貸付人・借受人の変更なしとなっております。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

瀧下委員

はい。

この申請につきましても、21日に古池委員と現地を確認いたしましたして、農地の利用権等が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長

ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議については、町へ同意することといたします。

#### [日程 7]

議長

日程7 議案第32号 「農業委員会法改正5年後調査」の回答について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局 長

はい、議長

議案第32号は、全国農業会議所が全国の農業委員会全てを対象に、平成28年の改正農業委員会法施行から5年目を迎え、制度改正により農業委員会の活動等にどのような効果が生じたかを把握し、課題を改善していくことを目的として行うものです。農業委員会の総会を経て回答することを求められておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第32号資料説明)

局長の説明のとおり、平成28年に農業委員会法が改正され、5年目を迎えております。改正の要点としては、農業委員会の業務として農地利用の最適化を推進するため、最適化の推進業務を重点とすることを明確化する、農業委員の選出方法を選挙制から町長の任命制に変更する、「農地利用最適化推進委員」を新たに設置することとなっております。

これにより農業委員会活動にどのような効果が生じ、課題があるかを別紙調査票により回答を求められております。

個別の説明は省略させていただきますが、おおい町農業委員会の回答としては、農業委員の過半を占める認定農業者が少なく、任命の課題であること、推進委員の役割が不明瞭であること、担い手が少なく、土地条件が悪いため遊休農地解消が進まないことなどを課題として回答することを案として考えております。

議 長

ただ今、事務局からの説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松宮委員

認定農家は少ないのか。

局 長

現在、町内で8世帯です。農業委員で過半を占めるには少ないと考えています。

桑田委員

認定農家の要件は何か。

局長 認定してから5年後に農業所得が年間350万円以上となる見込みがあることとなっています。

議長 他にご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第32号「農業委員会法改正5年後調査」の回答については、案のとおり回答を決定するものとします。

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了し、令和2年第12回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。